

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年12月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500189号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500090号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和50年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和46年3月16日から昭和52年11月15日までA社に継続して勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が無い。請求期間は、同社B工場から同社C工場に異動した時期であり、その間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思う。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録及びA社B工場から提出された転勤に関する立案書から判断すると、請求者は、同社に継続して勤務し(昭和50年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和50年1月の標準報酬月額については、昭和49年12月の厚生年金保険の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和50年1月31日から同年2月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、事業主が資格喪失年月

日を同年2月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年1月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500136号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500091号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年11月5日、喪失年月日を同年11月15日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年11月5日から同年11月15日まで

私は、昭和50年3月17日から平成21年4月1日まで、A社に継続して勤務していた。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間も、A社に継続して勤務していたと主張しているところ、B社は、請求者が請求期間において、A社の業務企画部に在籍し、請求期間前と給与の変更はない旨回答しており、人事記録の記載内容とも一致していることから、請求期間において、請求者がA社に勤務していたものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年11月5日、喪失年月日を同年11月15日に訂正することが必要である。

なお、請求期間の標準報酬月額は、請求期間の直前と同額の59万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500308号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500093号

第1 結論

請求者のA社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年9月30日から同年10月2日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

私は、請求期間及びその前後の期間を含めてB社(現在は、C社)に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の記録が無い。請求期間も厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者は、請求期間直前までA社の厚生年金保険の被保険者となっており、請求期間直後はB社の厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるところ、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の回答から判断すると、請求者が請求期間及びその前後の期間を含めてB社に勤務していたことが認められる。

一方、商業登記簿謄本によると、B社及びA社は、両社ともD業を主たる業務としていること、請求期間当時の両社の代表取締役は同一人物であったこと及びA社の設立時の所在地はB社の所在地と同一であったことが確認できるとともに、両社において厚生年金保険の被保険者記録があり給与事務に携わっていた者は、両社における給与計算事務は一緒に行われていた旨陳述している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、B社は、昭和53年10月2日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、当該被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名

簿において、同年9月30日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月2日にB社で同資格を取得している者が請求者を含め相当数確認でき、このうちの複数の元同僚が、A社において厚生年金保険の被保険者となっている期間及び請求期間についてはB社に勤務していた旨陳述している。

したがって、B社は、適用事業所となる前については、勤務する者を関連会社であるA社において、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、上記元同僚のうちの一人から提出された給料明細書において、昭和53年9月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和53年8月の厚生年金保険の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、昭和53年9月の厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500123号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500042号

第1 結論

昭和36年4月から昭和42年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和42年12月まで

私は、第3回特例納付において、昭和36年4月からの未納であった国民年金保険料を二度に分けて全て納付したはずである。したがって、請求期間は納付済のはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、第3回特例納付によって、全て国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、A市の作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び社会保険事務所(当時)の保存する請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、第3回特例納付を利用して、昭和43年1月から昭和50年12月までの期間の保険料が2回に分けて納付されたことが記載されていることは確認できるが、請求期間の特例納付に係る記載はない。

また、上記の被保険者名簿には、第3回特例納付に係る保険料の納付計画と考えられるメモが貼付されているが、このメモでは、第3回特例納付によって、昭和43年1月から昭和50年12月までの期間の保険料を納付する予定であったことが推認できる。

さらに、請求者は、第3回特例納付において、納付した金額に係る記憶が明確でない上、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を特例納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500184号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500044号

第1 結論

平成6年4月から同年8月までの請求期間及び平成8年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年4月から同年8月まで
② 平成8年1月

私は、年金に対し真剣に取り組み、2年遅れで納付していた。未納期間があると知り驚きました。請求期間も納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和40年12月から昭和49年12月までの期間の国民年金保険料を特例納付により納付しているほか、請求者の請求期間①前後に係る保険料を過年度ながら納付しているなど、納付に努めていることは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料は未納と記録され、請求者が納付していたとする夫の当該期間に係る保険料も未納と記録されていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①直後の平成6年9月から平成7年3月までの期間の国民年金保険料を一括して過年度納付し、請求者の夫も当該期間の保険料を過年度納付した記録となっていることが確認できる。請求者が当該期間に係る自身の保険料を納付した平成8年10月18日において、請求期間①の保険料は時効により納付することができない。

請求期間②について、オンライン記録により、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付できなくなった日に納付されたため、その時点で納付可能であった平成8年3月分の保険料に充当されていることが確認できる。

このほか、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500153号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500092号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月30日から昭和57年1月1日まで
私は、A社に昭和56年12月31日まで在籍していたので、同年12月30日となっている厚生年金保険の資格喪失日を昭和57年1月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に在籍していたと主張しているが、年金事務所の保管する請求者が提出したとしている厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書には、同社における厚生年金保険被保険者の資格を昭和56年12月30日に喪失したことが記載されており、同社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格喪失日の記録及びオンライン記録と一致している。

また、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したとしているものの、保険料控除を確認できる資料は保存しておらず、よく分からないと回答している上、請求者も給与支給明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していないことから、請求期間の厚生年金保険料の控除状況を確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500339 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500043 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から昭和 47 年 2 月まで
② 昭和 47 年 3 月から昭和 50 年 12 月まで

請求期間①及び②の国民年金保険料について、納付日、納付金額及び納付場所が自分の記憶とちがうので、訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金法（以下「法」という。）は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の記録の訂正をすることができる（法第 14 条の 2 第 1 項）。

特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項と規定されている（国民年金法施行規則第 15 条の 2）。

請求者は、本件訂正請求において、国民年金保険料の納付済期間である請求期間①及び②に係る保険料の納付日、納付金額及び納付場所の訂正を求めているところ、当該事項は特定国民年金原簿記録の対象に含まれておらず、請求者は訂正請求をすることができない記録の訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は、法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。